

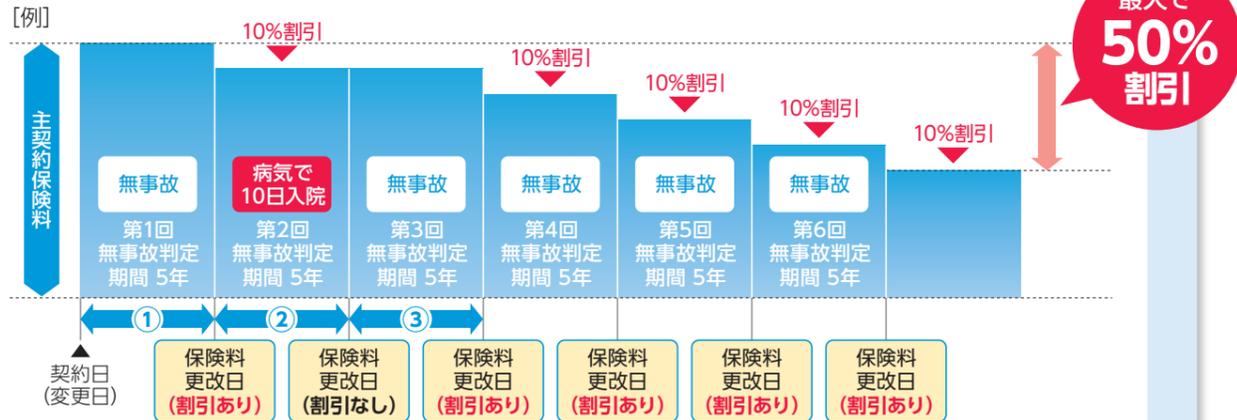
無事故割引特則について

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の**主契約の保険料を10%ずつ割引**します。
主契約の保険料が最大で50%割引となります。

「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- 主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。

※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらためます。



- 給付金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり抜粋」または「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※給付金などのお支払いは、保障が始まる日(責任開始期)以後に発病された病気または発生した不慮の事故を直接の原因としてお支払事由に該当した場合を対象としています。保障が始まる日より前に発病された病気または発生した不慮の事故を直接の原因とする場合には、お支払いの対象とはなりません。ただし、保障が始まる日から2年を経過して開始した入院などについては、保障が始まる日より前に発病した病気または発生した不慮の事故を原因とするものであっても、給付金などをお支払いする場合があります。
- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

■ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり抜粋」を必ずご覧ください。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり抜粋」およびお申込受付後に送付する「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

- 生命保険募集人について
 アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の販売資格について
 この保険の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンター(TEL: 03-6757-0310 受付時間: 9:00 ~ 17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。
- このパンフレットに記載の内容は平成28年1月現在のものです。

引受保険会社

AXA アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
 TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>

[取扱募集代理店・お問合せ先]
ブリヂストンビジネスサービス株式会社
 〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1
 TEL 03-6836-3563

[取扱店]
アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
 TEL 03-6737-7440

医療保険のご案内

新終身コース(13)

手術給付特約・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

保障内容・給付金額・保険料・保険期間などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

契約日(変更日)：平成28年7月1日
 保険料給与天引開始：平成28年6月給与
 申込書締切日：平成28年4月14日(木)

※締切日以降は下記受付となります。

(契約日(変更日)：申込書締切日の属する月の3ヵ月後の1日)
 (保険料給与天引開始：申込書締切日の翌々月給与から)
 申込書締切日：毎月10日

◆ お問合せ先 ◆

本社地区…ブリヂストンビジネスサービス(株)
 各地区…ブリヂストンビジネスサービス(株)
 (久留米(営)、下関(営)、防府(営))・
 生協・(株)ブリヂストンEMK・
 ブリヂストングリーンランドスケープ(株)
 各関連会社…各担当窓口課

BRIDGESTONE

団体名：株式会社ブリヂストン

引受保険会社：アクサ生命保険株式会社

医療保険 新終身コース(13)



〈特長〉 所定のガンによる入院は1入院・通算とも**お支払限度はありません!**
 無事故割引特則が付加されているので**無事故**に該当すれば**主契約保険料の割引**があります!
 特約を付加すると、**医療保障をさらに充実**させることができます。
アクサメディカルアシスタンスサービスが付帯されます! (詳しくは4ページへ)

保障内容(1口(入院給付金日額5,000円)の場合) **重要**

※下記保障はそれぞれ2口の場合は2倍、3口の場合は3倍となります。
 ただし、先進医療給付特約(12)、ガン化学療法・緩和療養給付特約および無事故割引特則については、一律記載の金額・割合となります。

| | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 基本契約 | 所定のガンにより1日以上入院をされたとき 主契約 ガン入院給付金 1日につき 5,000円 <small>日帰り入院(1日目)から保障 1回の入院・通算ともお支払限度はありません。</small> | 一生 生涯 保障 |
| | 所定のガン以外の疾病または所定の不慮の事故により1日以上入院をされたとき 主契約 疾病・災害入院給付金 1日につき 5,000円 <small>日帰り入院(1日目)から保障 1回の入院につき60日限度 通算1,095日限度</small> | |
| | 無事故判定期間内に無事故に該当されたとき 無事故割引特則 (裏表紙「無事故割引特則について」参照) 1回につき 主契約の保険料の10%割引 (最大5回・50%割引) | |
| | 治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき 手術給付特約 手術給付金 手術の種類に応じて、 20万円・10万円・5万円 <small>手術給付金日額×40・20・10 (88種類 別表A参照) 1回につき</small> | |
| | <small>重積しの給付金はあつません</small> | |

PLUS 下記の特約をプラスすると保障がさらに充実します。 ※契約変更の場合、変更前契約に付加されていなかった特約を新たに付加することはできません。

| | | |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 任意 選択 | 治療を直接の目的として所定の手術または所定の放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けられたとき 手術補完給付特約*1 手術補完給付金 1回につき 2.5万円 <small>放射線治療は60日に1回限度</small> | 一生 生涯 保障 |
| | 所定の先進医療による療養を受けられたとき 先進医療給付特約(12) 先進医療給付金 1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*2 <small>1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度</small> | |
| | 先進医療給付金の支払われる療養を受けられたとき 先進医療給付特約(12) 先進医療一時金 1回の療養につき 15万円 | |
| | 所定のガンにより1日以上入院をされたとき 生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅲ型〉 生活習慣病入院給付金 1日につき 5,000円 <small>日帰り入院(1日目)から保障 1回の入院につき120日限度 通算1,095日限度</small> | |
| 特約 I | 所定のガンと診断されたとき、または所定の急性心筋梗塞もしくは所定の脳卒中と診断され、それぞれ所定の状態になられたとき 3大疾病診断給付特約(03) ガン診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金 各診断給付金それぞれ 50万円 <small>各診断給付金について1回限度</small> | 80歳まで 保障 |
| | ガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした入院または通院*3により所定の緩和療養を受けられたとき ガン化学療法・緩和療養給付特約 特約緩和療養給付金 1回につき 5万円 <small>月1回、通算60ヵ月限度</small> | |
| | ガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした入院または通院*3により所定の緩和療養を受けられたとき ガン化学療法・緩和療養給付特約 特約緩和療養給付金 1回につき 5万円 <small>月1回、通算12ヵ月限度</small> | |

*1 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加できません。契約年齢9歳以下の方で、特約Iを付加された場合は、先進医療給付特約(12)のみを付加するお取扱いとなります。
 *2 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。
 *3 通院は、公的医療保険が適用される所定の医療用麻薬の投与を受けられた場合に限りです。
 ※先進医療給付特約(12)について、同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。また、給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

団体取扱保険料表 (1口 入院給付金日額 5,000円あたり) **重要**

(平成28年1月現在、単位：円)

| 契約年齢 | 基本契約 | | 特約I 手術補完給付特約+ 先進医療給付特約(12) | | 特約II 生活習慣病入院給付 特約(09)〈120日型・Ⅲ型〉 | | 特約III 3大疾病診断給付特約 (03) | | 特約IV ガン化学療法・ 緩和療養給付特約 | |
|------|-------|-------|----------------------------------|-----|---------------------------------------|-------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 0歳 | 1,165 | 1,200 | 110 | 110 | — | — | — | — | — | — |
| 1歳 | 1,160 | 1,195 | 110 | 110 | — | — | — | — | — | — |
| 2歳 | 1,160 | 1,190 | 110 | 110 | — | — | — | — | — | — |
| 3歳 | 1,150 | 1,185 | 110 | 110 | 90 | 65 | 150 | 120 | — | — |
| 4歳 | 1,150 | 1,190 | 110 | 110 | 95 | 70 | 155 | 125 | — | — |
| 5歳 | 1,155 | 1,205 | 110 | 110 | 95 | 75 | 165 | 130 | 110 | 110 |
| 6歳 | 1,165 | 1,220 | 110 | 110 | 100 | 75 | 170 | 135 | 110 | 110 |
| 7歳 | 1,180 | 1,245 | 110 | 110 | 105 | 80 | 175 | 145 | 110 | 115 |
| 8歳 | 1,200 | 1,270 | 110 | 110 | 110 | 85 | 185 | 150 | 115 | 115 |
| 9歳 | 1,220 | 1,295 | 110 | 110 | 115 | 90 | 195 | 160 | 115 | 120 |
| 10歳 | 1,245 | 1,320 | 280 | 315 | 120 | 95 | 205 | 165 | 120 | 120 |
| 11歳 | 1,275 | 1,350 | 280 | 320 | 125 | 100 | 220 | 170 | 125 | 125 |
| 12歳 | 1,305 | 1,385 | 280 | 320 | 135 | 105 | 230 | 180 | 130 | 130 |
| 13歳 | 1,335 | 1,415 | 280 | 325 | 140 | 110 | 245 | 190 | 135 | 140 |
| 14歳 | 1,365 | 1,445 | 285 | 325 | 145 | 115 | 260 | 200 | 140 | 145 |
| 15歳 | 1,400 | 1,475 | 285 | 330 | 155 | 120 | 270 | 215 | 145 | 150 |
| 16歳 | 1,425 | 1,500 | 285 | 335 | 160 | 125 | 285 | 225 | 155 | 160 |
| 17歳 | 1,460 | 1,530 | 285 | 340 | 170 | 130 | 300 | 235 | 160 | 165 |
| 18歳 | 1,490 | 1,560 | 290 | 345 | 170 | 140 | 315 | 250 | 165 | 170 |
| 19歳 | 1,520 | 1,595 | 290 | 345 | 180 | 145 | 335 | 265 | 170 | 180 |
| 20歳 | 1,555 | 1,630 | 290 | 350 | 190 | 155 | 355 | 280 | 170 | 190 |
| 21歳 | 1,600 | 1,660 | 295 | 355 | 200 | 160 | 375 | 290 | 175 | 205 |
| 22歳 | 1,640 | 1,695 | 295 | 355 | 210 | 170 | 395 | 305 | 180 | 225 |
| 23歳 | 1,675 | 1,730 | 295 | 360 | 220 | 170 | 410 | 320 | 185 | 245 |
| 24歳 | 1,715 | 1,765 | 295 | 360 | 235 | 180 | 435 | 340 | 185 | 265 |
| 25歳 | 1,765 | 1,795 | 295 | 365 | 245 | 190 | 460 | 360 | 190 | 285 |
| 26歳 | 1,805 | 1,830 | 300 | 365 | 260 | 200 | 490 | 375 | 200 | 315 |
| 27歳 | 1,850 | 1,855 | 300 | 365 | 275 | 210 | 515 | 400 | 205 | 345 |
| 28歳 | 1,900 | 1,895 | 300 | 365 | 285 | 220 | 540 | 415 | 215 | 380 |
| 29歳 | 1,945 | 1,920 | 300 | 365 | 300 | 230 | 575 | 435 | 225 | 410 |
| 30歳 | 1,995 | 1,955 | 300 | 365 | 320 | 245 | 610 | 460 | 245 | 455 |
| 31歳 | 2,050 | 1,990 | 300 | 365 | 335 | 255 | 640 | 485 | 260 | 495 |
| 32歳 | 2,100 | 2,015 | 300 | 365 | 355 | 270 | 675 | 505 | 285 | 540 |
| 33歳 | 2,165 | 2,055 | 300 | 365 | 375 | 285 | 720 | 525 | 305 | 590 |
| 34歳 | 2,225 | 2,095 | 300 | 365 | 395 | 295 | 755 | 555 | 335 | 640 |
| 35歳 | 2,280 | 2,135 | 300 | 365 | 415 | 310 | 800 | 580 | 365 | 695 |
| 36歳 | 2,350 | 2,180 | 300 | 365 | 435 | 325 | 850 | 605 | 400 | 750 |
| 37歳 | 2,410 | 2,230 | 300 | 365 | 460 | 340 | 895 | 630 | 435 | 815 |
| 38歳 | 2,485 | 2,280 | 300 | 365 | 485 | 360 | 950 | 660 | 475 | 875 |
| 39歳 | 2,555 | 2,340 | 300 | 365 | 515 | 380 | 1,000 | 690 | 515 | 940 |
| 40歳 | 2,630 | 2,395 | 300 | 365 | 540 | 395 | 1,060 | 720 | 565 | 995 |
| 41歳 | 2,710 | 2,460 | 300 | 370 | 570 | 410 | 1,120 | 745 | 615 | 1,055 |
| 42歳 | 2,795 | 2,515 | 305 | 370 | 605 | 430 | 1,185 | 780 | 670 | 1,105 |
| 43歳 | 2,875 | 2,585 | 305 | 370 | 635 | 450 | 1,250 | 810 | 735 | 1,165 |
| 44歳 | 2,960 | 2,665 | 305 | 370 | 670 | 470 | 1,320 | 845 | 800 | 1,210 |
| 45歳 | 3,050 | 2,740 | 305 | 375 | 705 | 490 | 1,400 | 875 | 870 | 1,260 |
| 46歳 | 3,140 | 2,820 | 305 | 375 | 740 | 510 | 1,475 | 905 | 955 | 1,305 |
| 47歳 | 3,240 | 2,900 | 310 | 375 | 780 | 530 | 1,560 | 940 | 1,045 | 1,340 |
| 48歳 | 3,340 | 2,985 | 310 | 375 | 825 | 555 | 1,650 | 970 | 1,135 | 1,375 |
| 49歳 | 3,435 | 3,070 | 310 | 375 | 865 | 580 | 1,740 | 1,010 | 1,235 | 1,410 |
| 50歳 | 3,550 | 3,165 | 310 | 375 | 915 | 605 | 1,835 | 1,050 | 1,330 | 1,435 |
| 51歳 | 3,655 | 3,260 | 310 | 375 | 965 | 625 | 1,940 | 1,085 | 1,435 | 1,460 |
| 52歳 | 3,775 | 3,360 | 310 | 375 | 1,010 | 650 | 2,045 | 1,130 | 1,540 | 1,480 |
| 53歳 | 3,895 | 3,460 | 315 | 375 | 1,065 | 675 | 2,155 | 1,175 | 1,650 | 1,500 |
| 54歳 | 4,020 | 3,575 | 315 | 375 | 1,120 | 700 | 2,275 | 1,215 | 1,760 | 1,520 |
| 55歳 | 4,165 | 3,685 | 315 | 380 | 1,175 | 725 | 2,395 | 1,265 | 1,875 | 1,540 |
| 56歳 | 4,310 | 3,795 | 320 | 380 | 1,230 | 750 | 2,520 | 1,310 | 1,990 | 1,565 |
| 57歳 | 4,455 | 3,925 | 320 | 380 | 1,290 | 775 | 2,655 | 1,365 | 2,110 | 1,590 |
| 58歳 | 4,610 | 4,055 | 320 | 380 | 1,345 | 805 | 2,790 | 1,420 | 2,230 | 1,615 |
| 59歳 | 4,770 | 4,180 | 325 | 380 | 1,410 | 840 | 2,925 | 1,475 | 2,365 | 1,645 |
| 60歳 | 4,935 | 4,320 | 325 | 385 | 1,470 | 865 | 3,070 | 1,540 | 2,500 | 1,665 |
| 61歳 | 5,095 | 4,465 | 330 | 385 | 1,540 | 900 | 3,215 | 1,605 | 2,645 | 1,695 |
| 62歳 | 5,270 | 4,625 | 330 | 385 | 1,605 | 940 | 3,365 | 1,670 | 2,795 | 1,725 |
| 63歳 | 5,450 | 4,785 | 335 | 390 | 1,675 | 975 | 3,520 | 1,745 | 2,945 | 1,750 |
| 64歳 | 5,620 | 4,950 | 335 | 390 | 1,750 | 1,020 | 3,685 | 1,820 | 3,095 | 1,775 |
| 65歳 | 5,810 | 5,130 | 340 | 390 | 1,820 | 1,060 | 3,845 | 1,900 | 3,235 | 1,800 |
| 66歳 | 6,010 | 5,310 | 340 | 390 | 1,890 | 1,100 | 4,020 | 1,985 | 3,370 | 1,825 |
| 67歳 | 6,200 | 5,495 | 345 | 390 | 1,970 | 1,145 | 4,195 | 2,075 | 3,505 | 1,845 |
| 68歳 | 6,405 | 5,685 | 350 | 385 | 2,045 | 1,195 | 4,380 | 2,170 | 3,620 | 1,860 |
| 69歳 | 6,615 | 5,865 | 350 | 385 | 2,130 | 1,240 | 4,560 | 2,265 | 3,705 | 1,865 |
| 70歳 | 6,835 | 6,060 | 355 | 385 | 2,225 | 1,290 | 4,730 | 2,360 | 3,755 | 1,850 |

※契約年齢とは、契約日・変更日における被保険者の年齢のことをいいます。被保険者の契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については、切捨てます。
 ※特約をつける場合の保険料は基本契約と各特約保険料の合計額となります。
 ※退職後継続いただいた場合の保険料は個人扱(口座振替扱)の保険料となり団体取扱の割引がなくなりますので、若干上がります。
 ※基本契約の保険料には、主契約、手術給付特約の保険料が含まれています。
 ※特約Iの保険料には、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。(手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加できません。契約年齢9歳以下の方で、特約Iを付加された場合は、先進医療給付特約(12)のみを付加するお取扱いとなります。したがって契約年齢0歳から9歳までの特約Iの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。)

2口・3口の場合は、上記保険料をそれぞれ2倍・3倍してください。ただし、特約Iおよび特約IVにつきましては以下となります。
 ・特約Iの保険料は、上記特約Iの保険料から110円*を引いた金額を、ご希望の口数に応じて整数倍した金額に110円を足した金額となります。ただし、契約年齢9歳以下の方は、手術補完給付特約は付加できませんので、口数にかかわらず先進医療給付特約(12)の一律の保険料(全年齢男女一律110円)となります。
 *先進医療給付特約(12)の保険料(全年齢男女一律110円)
 ・特約IVは一律記載の保険料となります。

| 別表A 手術給付特約の手術給付金について (手術給付倍率表) | 対象となる手術(88種類) | 手術給付金日額に対する給付倍率 |
|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| ●頭蓋内観血手術、胃切除術、悪性新生物根治手術など(13種類) | | 40倍 |
| ●四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など(45種類) | | 20倍 |
| ●虫垂切除術、ヘルニア根本手術など(30種類) | | 10倍 |

代理請求特約について
 ご契約者が被保険者の同意を得て、代理請求特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が給付金などを請求することができます。

契約上のお取扱いおよび留意事項

重要

●新規契約のお申込み資格

<契約年齢および契約範囲>

プリヂェストングループの役員、社員およびその配偶者・子供で契約日(変更日)における満年齢で、0歳から70歳までの方とします。また配偶者・子供のみを被保険者とするお申込みもできます。

<告知について>

ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ(ア～ウの3項目)をお読みのうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「はい」または「いいえ」のいずれかが該当する方を必ず〇で囲んでいただきます。

【被保険者の告知事項】

この告知欄による告知は、ご契約をお引受けするかどうかを決める重要な事項です。

必ず被保険者ご本人が、ありのままを正確にご記入ください。もしこれらの事項について事実をご記入にならなかったり、ご記入いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金などの支払いを受けられないことがあります。

また、病気または傷害による給付金などは、責任開始期以後発病または受傷した場合に限り支払いを受けられます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院が手術をすすめていますか

イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか

ウ. 申込日現在、妊娠していますか

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記イに該当することとなります。

【ご注意】

給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した不慮の事故あるいは発病された疾病を直接の原因とし、責任開始期以後に支払事由に該当した場合に限りお支払いいたします。発病とは具体的に以下のような場合をいいます。

①その入院・手術等の治療の原因となった疾病(これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含む)の治療を受けていたとき

②その入院・手術等の治療の原因となった疾病と関連のある異常(要精密検査・要観察等も含む)を診察・検査等(健康診断・人間ドックも含む)で指摘されていたとき

③その入院・手術等の治療の原因となった疾病と関連のある症状や徴候等の存在が客観的に認められたとき

※責任開始期前に発生した傷害または病気が原因で入院した場合には、給付金などのお支払いの対象となりません。

■ガン化学療法・緩和療養給付特約のみ

ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ(エの項目)をお読みのうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「はい」または「いいえ」のいずれかが該当する方を必ず〇で囲んでいただきます。

【被保険者の告知事項】

この告知欄による告知は、ご契約をお引受けするかどうかを決める重要な事項です。

必ず被保険者ご本人が、ありのままを正確にご記入ください。もしこれらの事項について事実をご記入にならなかったり、ご記入いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金などの支払いを受けられないことがあります。

エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか

●コース変更について

<変更条件>

変更日時点で、従来の医療保険(80歳コース)*の当初ご契約日(または復活日)から2年以上経過しているご契約が変更対象となり、現在の入院給付金日額と同額または以下の変更となります。

契約単位(証券番号単位)での変更となります。

*従来の医療保険(80歳コース)…医療給付金付個人定期保険

<以下の契約については契約変更の対象外となります>

①変更日時点で契約日(または復活日)から2年未満の契約

②変更日時点の保険年齢が70歳を超える契約

③条件付契約

■特約について

変更後契約に付加できる特約はパンフレット記載内容のみとなります。変更前契約に付加されていなかった特約を新たに付加することはできません。

<支払実績の通算>

変更前契約で支払われた給付金の支払日数または支払給付金額については変更後契約の給付金の支払限度に通算されます。

<変更前契約の取扱>

契約変更に伴い、現在ご契約中の医療保険(80歳コース)は変更後契約の変更日の前日で解約となります。

●変更のお取扱いについて

・変更に際しては、主契約に無事故割引特則の付加が必要です。

・アクサ生命は変更日からご契約上の責任を負います。

・保障内容は、変更後の新終身コース(13)および付加できる特約の保障内容に新しく変わり、死亡保障はなくなります。

・告知義務および告知義務違反の解除の適用にあたっては、変更前のご契約と変更後のご契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。そのため、変更前のご契約に特約を中途付加された場合、その特約の責任開始期から2年以内であれば、告知義務違反としてその特約を解除することができます。

●責任開始期・契約日・変更日について

<新規契約>

契約日は平成28年7月1日です。責任開始期は平成28年6月24日です。(プリヂェストンサイクルは平成28年6月10日)

※平成28年4月14日(木)の申込締切日以後にお申込みされた場合は以下となります。

契約日: 申込書締切日の属する月の3ヵ月後の1日

責任開始期: 申込書締切日の翌々月給与日

■責任開始に関するご注意

このご契約には団体取扱(第1種)特約条項で定める「第1回保険料を団体から払い込む場合の特則」が適用されますので、給与から第1回保険料を控除した日(下記の給与控除日)より保険契約上の責任が開始されます。ただし、その日までに契約申込書(告知書)が提出いただけない場合は責任が開始されません。

※保険料は原則として毎月給与よりお支払いいただきます。

<変更契約>

契約日・責任開始期は平成28年7月1日です。※以後は申込書締切日の属する月の3ヵ月後の1日となります。

●保険期間・保険料払込期間

<主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅲ型)>

保険期間および保険料払込期間は終身です。

<3大疾病診断給付特約(03)>

保険期間および保険料払込期間は10年です。

※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新後の年齢および保険料率により新たに計算します。)

※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。

※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

●入院給付金日額について

新規契約の場合、1口5,000円とし、契約年齢が14歳までの方は1口(5,000円)のみ、契約年齢が15歳から70歳までの方は3口(15,000円)まで契約できます。

変更契約の場合、1口5,000円とし、3口のうち現在ご契約中の医療保険(80歳コース)の口数以下です。

ただしアクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。

●保険料の払込方法

・団体取扱月払とし、毎月の給与より控除します。

※平成28年7月1日契約日の第1回保険料給与控除日は平成28年6月24日です。

(プリヂェストンサイクルは平成28年6月10日)

●退職後のお取扱い

退職後も所定の手続により個人扱(口座振替扱)としてご契約を継続することができます。その際、保険料は団体取扱による割引がなくなるため、若干高くなります。

●給付金などの受取人

給付金など…被保険者

●代理請求人

ご契約者は、被保険者の同意を得て代理請求特約を付加することができます。代理請求人は、保険金などの請求時に以下のいずれかの要件を満たしており、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方に限ります。

①死亡保険金の受取人

②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

④被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

⑤被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

⑥被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

●保険料についての税務上のお取扱い(平成28年1月現在)
保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34-314の2)

アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

無料でご利用いただけます。

※優待サービス郵送検査キットについては優待価格でのご提供となります。

「アクサメディカルアシスタンスサービス」は、病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

病気になるらないように

あなたにぴったりの健康習慣をおすすめするアプリで生活習慣の改善を応援

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キット

優待価格



利用方法 App Store または Google Playから Health U で検索

スマートフォン・タブレットからは▶



PCからは▶ ameasa.axa.co.jp/service/healthu.html

●健康アプリ Health Uから、アクサメディカルアシスタンスサービスの全サービスを利用する際の電話番号が確認できます。

優待サービス 郵送検査キット



●糖尿病検査キット ●生活習慣病+糖尿病検査キット ●ピロリ菌検査キット

もしも病気になるっても

24時間365日、医師・保健師・看護師などのスタッフが健康・医療・育児・メンタルヘルスなどのご相談に対応

セカンドオピニオンのご提供などで最適な治療の選択をサポート

24時間電話健康相談サービス
健康・医療相談 育児相談 メンタルヘルス相談

メディカルコンサルテーション
(名医によるサービス)

夜間・休日の医療機関情報 専門窓口別医療機関情報

総合相談医(日本を代表する名医)によるセカンドオピニオン

ご利用イメージの動画はこちら▶

▼総合相談医の判断により▼
無料で紹介状を作成し優秀専門臨床医を紹介

優秀糖尿病臨床医の紹介などで糖尿病の早期発見・早期治療・重症化防止をサポート

糖尿病サポートサービス
糖尿病の相談サービス ▶必要に応じて▶ 優秀糖尿病臨床医紹介サービス 糖尿病の専門医療機関案内サービス

ご利用イメージの動画はこちら▶

病気が治った後も

3大疾病の知識や情報をまとめたサポートハンドブックを差し上げます



3大疾病サポートサービス
※3大疾病…がん、急性心筋梗塞、脳卒中。

3大疾病 電話相談サービス リハビリ病院 情報提供サービス 3大疾病 メンタルサポートサービス

! ご利用になれる方はサービスにより異なります。

| サービス | ご利用になれる方 | | | |
|----------------|-------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 健康アプリ Health U | どなたでもご利用いただけます(アクサ生命のご契約有無にかかわらず) | | | |
| 優待サービス 郵送検査キット | アクサ生命の個人保険商品の | ご契約者さま | 被保険者さま | ご家族 |
| 24時間電話健康相談サービス | 対象保険商品の | — | 被保険者さま | 同居のご家族 |
| メディカルコンサルテーション | 対象保険商品の | — | 被保険者さま | — |
| 糖尿病サポートサービス | | — | 被保険者さま | — |
| 3大疾病サポートサービス | 対象保険商品の被保険者さまが3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患された場合 | — | 被保険者さま | ご家族 |

※「健康アプリ Health U」はアクサ生命、「優待サービス 郵送検査キット」は株式会社リージャー(販売代理店:株式会社ウィズネット)、「24時間電話健康相談サービス」「メディカルコンサルテーション」「糖尿病サポートサービス」「3大疾病サポートサービス」はティーベック株式会社が提供します。

※「健康アプリ Health U」のご利用に料金はかかりませんが、通信費はお客さまのご負担となります。

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。 ※各サービスをご利用の際には諸条件があります。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

給付金などの支払事由と支払限度などについて

重要

新終身コース(Ⅰ3)

| | 給付金名 | お支払事由 | お支払金額 | お支払限度 |
|---------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------|
| 主契約 | 疾病入院給付金 | 所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき | 入院給付金日額×入院日数 | 1入院… 60日 通算… 1,095日 |
| | 災害入院給付金 | 所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院をされたとき | 入院給付金日額×入院日数 | 1入院… 60日 通算… 1,095日 |
| | ガン入院給付金 | 所定のガンにより1日以上入院されたとき | 入院給付金日額×入院日数 | 1入院… 支払日数無制限 通算… 支払日数無制限 |
| 手術給付特約 | 手術給付金 | 治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき | 手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×40・20・10(手術の種類に応じて) | 一部の手術を除きお支払限度はありません*1 |
| 手術補完給付特約 | 手術補完給付金 | 治療を直接の目的として、所定の手術または所定の放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けられたとき(ただし、手術給付特約の手術給付金が支払われる場合*2を除きます。) | 手術補完給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×ご契約時に定めた給付倍率(5倍) | お支払限度はありません |
| 先進医療給付特約(12) | 先進医療給付金 | 所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*3が「0」の場合を除きます。) | 先進医療にかかる技術料*3と同額 | 1回の療養につき1,000万円、 通算2,000万円 |
| | 先進医療一時金 | 先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき | 1回の療養につき15万円 | — |
| 生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅲ型) | 生活習慣病入院給付金 | 所定の生活習慣病により、1日以上入院されたとき | 生活習慣病入院給付金日額(主契約入院給付金と同額)×入院日数 | 1入院… 120日 通算… 1,095日 |
| 3大疾病診断給付特約(03) | ガン診断給付金 | 所定のガンと診断されたとき | 3大疾病診断給付金(主契約入院給付金日額の100倍) | 各診断給付金については1回 |
| | 急性心筋梗塞診断給付金 | 所定の急性心筋梗塞と診断され、所定の状態になられたとき | | |
| | 脳卒中診断給付金 | 所定の脳卒中と診断され、所定の状態になられたとき | | |
| ガン化学療法・緩和療養給付特約 | 特約化学療法給付金 | この特約の責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき | 特約基本給付金額 | お支払事由に該当した日 が属する月ごとに1回、 通算60ヵ月 |
| | 特約緩和療養給付金 | この特約の責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①ガン性疼痛緩和を目的とした、所定の医療用麻薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき ②ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした、所定の緩和ケア病棟入院料または緩和ケア診療加算が算定される入院をされたとき | 特約基本給付金額 | お支払事由に該当した日 が属する月ごとに1回、 通算12ヵ月 |

*1 一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回のみのお支払いとなります。

*2 60日に1回の給付を限度としているために手術給付金が支払われない場合を含みます。

*3 被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

・給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した不慮の事故あるいは発病された疾病を直接の原因とした場合に限りです。

●主契約について

・災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取扱います。

・災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。

・災害入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金はお支払いしません。

・疾病入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。

・災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金はお支払いしません。

・同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。

・所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

●日帰り入院について

・日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払の有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

●手術給付特約について

・同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いいたします。

・屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となります。

●手術補完給付特約について

・同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する複数の手術または放射線治療を受けられたときは、いずれか1つの手術または放射線治療についてのみ、手術補完給付金をお支払いします。

・同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する手術および放射線治療を受けられたときは、その手術または放射線治療いづれかについてのみ、手術補完給付金をお支払いします。

・手術補完給付金のお支払事由に該当する手術または放射線治療と、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を同一の日に受けられた場合は、手術補完給付金はお支払いしません。

・手術補完給付金をお支払いした後に、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当することとなった場合は、手術給付金をお支払いします。この場合、手術補完給付金のお支払事由に該当しなかったものとしてお取扱いし、すでに支払われた手術補完給付金との差額があれば、その差額をお支払いします。

・所定の手術は、治療を直接の目的とし、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限りです。(美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。)

(対象外の手術)(1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリドマン (4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)抜歯手術

・医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない手術は、

手術補完給付金のお支払対象となりません。

・アクサ生命は、診療報酬点数表の改正により、手術料の算定される手術の種類が変更される場合など、この契約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項(手術補完給付金のお支払事由に関するもの)に限り、変更することがあります。

●先進医療給付特約(12)について

・所定の先進医療とは、健康保険法などの公的医療保険制度にもとづく「評価療養」のうち、「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」(以下「先進医療」)をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。

ただし「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。

・給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。

※対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関については、アクサ生命の営業店または本社にご確認ください。

・同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、先進医療給付金をお支払いします。なお、この場合、最初にその先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときに先進医療一時金のお支払事由に該当したものとみなして、先進医療一時金をお支払いします。

・先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。

・アクサ生命は、法令などが改正された場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項(給付金のお支払事由に関するもの)に限り、変更することがあります。

●生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅲ型)について

・同一の生活習慣病を直接の原因として1日以上入院を含んで2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、退院後180日を経過して再び入院された場合は新たな入院とみなします。

・対象となる生活習慣病は、約款別表2「対象となる生活習慣病」に定められた(1)悪性新生物

・生活習慣病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、この特約は消滅します。

●3大疾病診断給付特約(03)について

・**ガン診断給付金**／保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて所定の悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたときにお支払いします。(上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン、責任開始期から90日以内に罹患したと診断確定された乳房の悪性新生物(乳ガン)を除きます。)

・**急性心筋梗塞診断給付金**／保険期間中に、責任開始期以後の疾病により急性心筋梗塞を発病され、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。)が継続したと医師によって診断されたときにお支払いします。(狭心症などを除きます。)

・**脳卒中診断給付金**／保険期間中に、責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病され、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときにお支払いします。

・ガン診断給付金、急性心筋梗塞診断給付金、脳卒中診断給付金それぞれ1回支払われたときは、この特約は消滅します。

●ガン化学療法・緩和療養給付特約について

・同一の月に特約化学療法給付金および特約緩和療養給付金のお支払事由に該当する複数の入院または通院をされたときは、その月の最初の入院日または通院日にお支払事由に該当されたものとみなします。

・薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんにもとづいて抗がん剤または所定の医療用麻薬の支給を受けられた場合に限り特約化学療法給付金をお支払いします。

・通院には、往診を含みます。

・特約化学療法給付金および特約緩和療養給付金のお支払いがお支払限度に達したときは、この特約は消滅します。

・告知前または告知時から責任開始期前にガンと診断確定されていたときは、この特約は無効となり、給付金はお支払いできません。

・アクサ生命は、診療報酬点数表の改正により、この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項(給付金のお支払事由に関するもの)に限り、変更することがあります。

特約化学療法給付金

・特約化学療法給付金のお支払対象となる所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって約款に定める抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限り、

※抗がん剤による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される抗がん剤が特約化学療法給付金のお支払対象となる抗がん剤であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

特約緩和療養給付金

・特約緩和療養給付金のお支払対象となる所定の医療用麻薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって約款に定める医療用麻薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限り、

・特約緩和療養給付金のお支払対象となる所定の緩和ケア病棟入院料または緩和ケア診療加算が算定される入院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料または緩和ケア診療加算が算定される入院に限り、

※医療用麻薬による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される医療用麻薬が特約緩和療養給付金のお支払対象となる医療用麻薬であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

●死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)について

・このご契約は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されておりますので、死亡保険金がお支払いの対象外となります。

そのため、死亡保険金の給付にかかわる保険料が、主契約の保険料から差し引かれています。

・この特約のみの解約はできません。

●無事故割引[特則]について

・この特則において無事故とは、「災害入院給付金」、「疾病入院給付金およびガン入院給付金」のお支払いがなかったないか、お支払いがあってもお支払い日数がいずれも通算して5日未満であることをいいます。

・保険料更改日は、契約(変更)日から起算して5年ごとの年単位の契約応当日となります。契約(変更)日または保険料更改日から起算して5年間を無事故判定期間とします。

・5年間の無事故判定期間において無事故と判定された場合、以後の主契約の保険料を割引きます。

・この特則の1回あたりの割引額は【契約(変更)時の主契約保険料×10%】となります。

・この特則の割引回数とは、契約(変更)日から各保険料更改日までの間に無事故と判定された回数をいい、5回を限度とします。(最高で契約(変更)時の主契約保険料の50%)

・災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、以後の保険料はその時点の保険料を適用いたします。

・特約保険料はこの特則の適用対象になりません。

・この特則のみの解約はできません。

●保険料払込免除について

次の場合に保険料のお払込みを免除します。

1.被保険者が責任開始期以後の傷害、疾病または所定のガンにより、所定の高度障害状態に該当されたとき

2.被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5.両下肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

1.1眼の視力を全く永久に失ったもの
2.両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
4.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

5.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6.10手指の用を全く永久に失ったもの
7.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの

8.10足指を失ったもの

●**自動更新について(ガン化学療法・緩和療養給付特約)**

・この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。(保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)

・更新後のこの特約の基本給付金額および保険期間は更新前と同一とします。

・更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。また、更新前のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるときに、更新後の保険期間を終身としてこの特約を更新します。この場合、更新後のこの特約の保険料払込期間は終身とします。

●代理請求特約について

・代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)

・代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

●払いもどし金について

・この保険は主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないくみの保険です。このご契約は主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金がありません。

・この保険の特約の払いもどし金はありません。